明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

令 和 7 年 1 月 28 日 みどり環境局環境影響評価課

「横浜市環境影響評価技術指針」及び「横浜市環境配慮指針」の 改定素案について市民意見募集を実施します

「横浜市環境影響評価技術指針」(以下、技術指針)は、横浜市環境影響評価条例(以下、条例)に基づき、環境影響評価(※)及び事後調査の適切かつ円滑な実施のため、環境影響評価の手法等を定めるものです。前回の改定から10年以上が経過し、新たな社会ニーズ(気候変動、自然資本等)などに対応するため、技術指針の改定を行います。また、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する事項を定める「横浜市環境配慮指針」(以下、配慮指針)についても、技術指針の改定の趣旨や内容を反映するために改定を行います。

条例第6条及び第7条の規定に基づく横浜市環境影響評価審査会への意見聴取を踏まえた、技術指針及び配慮指針の改定素案をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

※環境影響評価…環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路建設など大規模な事業等を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表するなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度

1 改定のポイント

(1) 技術指針

- ① 社会ニーズへの対応
 - ・ 原則として、全ての事業で「温室効果ガス」を予測、評価することを明示します。
 - 自然資本の観点を踏まえた環境影響評価とするため、環境影響評価項目に「緑地」を新設します。
- ② メリハリのあるベスト追求型のアセスへ
 - 環境影響評価項目の選定の考え方を明示し、より要点を押さえた図書作成を促します。
 - ・ 事業者の最大限の努力を評価するための目標を例示します。 (例)「大気質への影響を最小限にとどめる水準」、「健全な水循環を維持又は回復する水準」
- ③ 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化
 - ・ 良好な環境の創出を念頭に、事業に伴うプラス面の効果を環境保全目標等に追記します。 (例)「緑地及びその機能を向上する水準」、「交通経路の分断及び交通混雑を改善する水準」
- ④ より適切・効果的・効率的な環境影響評価のための記載内容充実
 - ・ 項目選定する事業の考え方や、図書に掲載すべき事項等を明確化

(2) 配慮指針

① ヒートアイランド現象

「気候変動の適応」の観点から、現行配慮指針の配慮事項にあるヒートアイランド現象の抑制に関する記載に加えて、暑熱環境の適応として「風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減」を追記します。 裏面あり





YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



- ② 地震等自然現象に伴う火災・爆発、有害物漏洩 技術指針の別記「安全(火災・爆発、有害物漏洩)」の見直しにおいて「地震等の自然現象に起因する 二次災害」を予測評価の対象とせず、配慮事項で扱うこととしたため、その内容を追記します。
- ③ 技術指針改定案を踏まえた文言の整理

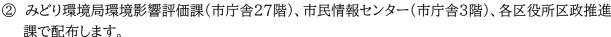
2 市民意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和7年1月29日(水)~2月28日(金)

- (2) 改定素案の閲覧・入手方法
 - ① みどり環境局環境影響評価課のウェブページに掲載します。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html



- (3) 意見の提出方法
 - ① オンライン入力フォームの場合

右の二次元コード又は次の URL から本市の電子申請・届出システムより御提出ください。 (令和7年1月 29 日から御覧いただけます。)

<技術指針への意見>

URL: https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a7826c38-081c-4414-9b4e-e10d6e123c85/start

<配慮指針への意見>

URL: https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d77d5419-e760-45ea-986b-58a684a5c87f/start

- ② 電子メール: mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp
- ③ 郵送又は持参: 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6丁目50-10 市庁舎27階 横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課 (持参の場合は、平日の8:45~17:15にお願いします。)
- ④ FAX: 045-663-7831
 - ※ 御意見の提出に伴い取得した住所等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い 適正に管理し、本意見募集に関する業務に限って利用します。
 - ※ 電話及び口頭での御意見は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 意見募集の結果公表、技術指針及び配慮指針の確定・公表

いただいた御意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市のウェブページで公表します。また、御意見を踏まえて改定素案を修正し、令和7年4月頃に技術指針及び配慮指針を確定・公表します。

お問合せ先

みどり環境局環境影響評価課長 成田 政彦 Tel 045-671-2500





みどり環境局 環境影響評価課







配慮指金

